

第7次地方分権一括法

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【10法律を一括改正】

I 都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲（4法律）

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法）
- ・ 指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（児童福祉法）
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（6法律）

- ・ 地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を事後報告に見直し（地方自治法）
- ・ 農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和等（農業災害補償法）
- ・ 都道府県による地域森林計画の一定の事項の変更等に係る国への協議を届出に見直し（森林法）
- ・ 都道府県による土地利用基本計画の策定・変更に係る国への協議を意見聴取に見直し（国土利用計画法）
- ・ 特別支援学校への就学のための経費支弁事務におけるマイナンバー制度による情報連携の項目追加（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）
- ・ 公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和等（公営住宅法）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

第7次地方分権一括法案における 児童福祉法及び障害者総合支援法の一部改正について

平成29年2月
厚生労働省障害保健福祉部

現行制度

- 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定による指定障害福祉サービス事業者等は、それぞれの法律において、法令遵守が確保されるよう、業務管理体制の整備が義務付けられている。
- これらの事業者は、業務管理体制の整備に関する事項について、
 - ・指定に係る事業所が2以上の都道府県の区域に所在する場合は、厚生労働大臣に、
 - ・指定に係る事業所が1の指定都市の区域に所在する場合は、指定都市の長に、
 - ・上記以外の場合は、都道府県知事に、それぞれ届け出なければならないこととされている。
- また、届出を受けた厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、業務管理体制の整備に関する義務の履行状況を確認するため、必要に応じ、これらの事業者に対して、事業所の指定を行った者(都道府県知事等)と連携を図りつつ、報告徴収や、勧告、命令等を行うこととされている。

改正内容

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)及び地方自治体からの要望を踏まえ、これらの事業者による業務管理体制の届出の受理及びこれに付随する事務について、指定に係る事業所が1の中核市の区域に所在する場合は中核市の長が行うこととする。

施行期日

平成31年4月1日

指定権限と業務管理権限の整理

		都道府県		指定都市 ※児童福祉法は児童相談所設置市を含む。		中核市		市町村		
		指定	業務管理 (※2)	指定	業務管理 (※3)	指定	業務管理 (※3)	指定	業務管理 (※3)	
障害者総合支援法	指定障害福祉サービス事業者 ※ 居宅介護、重度訪問介護、 共同生活援助、自立訓練 等	○	○	○	○	○	×	×	×	
	指定障害者支援施設 ※ 施設入所支援、自立訓練 等	○	○	○	○	○	×	×	×	
	指定相談支援事業者	一般 ※ 地域移行支援、 地域定着支援	○	○	○	○	○	×	×	×
		特定(※1) ※ サービス等利 用計画の作成	—	○	○	○	○	○	○	○
児童福祉法	指定障害児通所支援事業者 ※ 児童発達支援、放課後等デイ サービス 等	○	○	○	○	×	×	×	×	
	指定障害児入所施設	○	○	○	○	×	×	×	×	
	指定障害児相談支援事業者 (※1) ※サービス等利用計画の作成	—	○	○	○	○	○	○	○	

※1 指定権者は市町村長

※2 指定に係る事業所等が一の都道府県の区域にある場合(※3の場合を除く)。なお、二都道府県にまたがる場合は、国

※3 指定に係る事業所等が一の指定都市/中核市/市町村の区域にある場合

※4 大都市特例(地方自治法施行令改正)により、今後対応予定